

申告書作成「相続税」

CONTENTS

第1章 相続開始に伴う諸手続き

テーマ 1	相続税申告のタイムスケジュール	2
	■相続税申告タイムスケジュールをおさえよう	
テーマ 2	民法における相続規定	3
	■相続は民法第5編に定められており10章で構成されている	
テーマ 3	相続の放棄又は限定承認	4
	■3か月以内に意思表示がないと単純承認となる	
テーマ 4	所得税等の準確定申告	5
	■被相続人の相続開始年分の確定申告が準確定申告である	
テーマ 5	遺言	5
	■一般的に利用されているのは自筆証書遺言か公正証書遺言である	
テーマ 6	遺留分	7
	■遺留分とは一定割合の相続財産の承継を保障する制度である	
テーマ 7	配偶者居住権	8
	■配偶者の居住権を保護するために設けられた制度である	

第2章 相続税の納税義務者と

課税価格の概要

テーマ 1	相続税の納税義務者	10
	■相続税には無制限、制限、特定納税義務者がある	
テーマ 2	相続税の課税価格の概要	12
	■相続税の課税価格を構成するものとは	

第3章 財産評価

テーマ 1 土地及び土地の上に存する権利	14
■土地評価上の区分と地積は現況を優先する	
テーマ 2 宅地及び宅地の上に存する権利	14
■宅地の評価には路線価方式と倍率方式がある	
テーマ 3 小規模宅地等についての相続税の	
課税価格の計算の特例	26
■要件を満たせば80%または50%の評価減が受けられる	
テーマ 4 家屋及び家屋の上に存する権利の評価	35
■家屋は固定資産税評価額で評価する	
テーマ 5 株式及び出資の評価	36
■上場株式は4つの価額のうち最も低い価額で評価する	
テーマ 6 公社債の評価	38
■公社債は市場価格を基に評価する	
テーマ 7 預貯金の評価	40
■預貯金は預入高に既経過利息を加算して評価する	
テーマ 8 動産の評価	42
■一般動産は再調達価額により評価する	
テーマ 9 ゴルフ会員権の評価	43
■ゴルフ会員権は取引相場の有無により評価が異なる	

第4章 みなし相続財産

テーマ 1	生命保険金	46
	■生命保険金はみなし相続財産として課税される	
テーマ 2	死亡退職金等	50
	■死亡退職金はみなし相続財産として課税される	
テーマ 3	生命保険契約に関する権利	53
	■生命保険契約に関する権利は解約返戻金相当額で評価する	
テーマ 4	定期金に関する権利	54
	■生命保険契約以外の契約で給付事由未発生の権利の評価	
テーマ 5	保証期間付定期金に関する権利	54
	■定期金給付契約の継続受給権の評価	
テーマ 6	契約に基づかない定期金に関する権利	55
	■退職年金の継続受給権の評価	

第5章 遺産の分割と分割協議書

テーマ 1	遺産の分割	58
	■共有財産を各相続人に帰属させる方法	
テーマ 2	分割協議書	58
	■分割協議書作成上の留意点は	
テーマ 3	未成年者がいる場合の遺産分割手続き	63
	■親権者又は特別代理人が必要である	
テーマ 4	未分割遺産に対する課税規定と	
	相続税の申告手続き	63
	■申告期限までに分割協議が整わなかった場合どうするか	

第6章 贈与税

テーマ 1 贈与税とは何か	68
■贈与税は相続税の補完税である	
テーマ 2 贈与税の納税義務者	68
■贈与税には無制限、制限納税義務者がある	
テーマ 3 財産取得の時期	69
■贈与財産の取得時期は	
テーマ 4 歴年課税制度	70
■贈与税を相続税の補完税として課税する制度である	
テーマ 5 相続時精算課税制度	75
■贈与税と相続税を一体として課税する制度である	
テーマ 6 住宅取得等資金贈与の非課税特例	78
■直系尊属からの特例で最高1,000万円まで非課税になる	
テーマ 7 教育資金贈与の非課税特例	80
■直系尊属からの特例で最高1,500万円まで非課税になる	
テーマ 8 結婚・子育て資金贈与の非課税特例	81
■直系尊属からの特例で最高1,000万円まで非課税になる	
テーマ 9 贈与税の申告及び納付	82
■期限内申告と納付とは	
<贈与税申告書の記載事例>	83

第7章 相続税の計算

テーマ 1 相続税の計算の概要	88
■相続税の計算の流れを図示すると	
テーマ 2 課税財産	89
■相続税の課税財産とは	
テーマ 3 非課税財産	90
■相続税の非課税財産とは	
テーマ 4 債務控除	91
■相続税から控除できる債務と葬式費用	
テーマ 5 生前贈与財産の課税価格の加算	94
■相続開始前3年以内の贈与は相続税の課税価格に加算される	
テーマ 6 相続税の総額の計算	97
■相続人全員の算出税額の合計額が相続税の総額である	
テーマ 7 各人の相続税額	99
■相続税の総額にあん分割合を乗じたものが各人の相続税額である	
テーマ 8 相続税額の加算（2割加算）	100
■一親等の血族及び配偶者以外の者の相続税額は2割加算される	
テーマ 9 税額控除	101
■相続人固有の事情により6つの税額控除が設けられている	
テーマ 10 相続時精算課税制度に係る贈与税額の精算	111
■最後に相続時精算課税制度に係る贈与税額を控除する	

第8章 申告書の種類と作成手順

テーマ 1 申告書の種類	114
■相続税の申告書は第1表だけである	
テーマ 2 申告書の作成手順	115
■手順1から手順9まで順次記入する	
<相続税の申告書の記載事例>	116

第9章 相続税の申告と納付

テーマ 1	相続税の申告書の提出義務者等	146
	■提出義務者、提出期限、提出先は	
テーマ 2	未分割の場合の相続税の申告	146
	■未分割の場合には法定相続分で申告する	
テーマ 3	相続税の納付	147
	■相続税は金銭一時納付が原則である	
テーマ 4	延納	148
	■一時納付の例外として延納が認められている	
テーマ 5	物納	156
	■金銭納付の例外として物納が認められている	

第10章 必要資料とその集め方

テーマ 1	被相続人関係	162
	■被相続人関係の収集資料にはどのようなものがあるか	
テーマ 2	相続人関係	163
	■相続人関係の収集資料にはどのようなものがあるか	
テーマ 3	財産評価関係	165
	■財産評価に必要な資料にはどのようなものがあるか	
テーマ 4	債務関係	167
	■債務の証明に必要な資料にはどのようなものがあるか	
テーマ 5	葬式費用関係	168
	■葬式費用の証明に必要な資料にはどのようなものがあるか	
テーマ 6	その他	168
	■その他収集すべき資料にはどのようなものがあるか	

■本講義・テキストの内容及び関係法令書類につきましては、令和4年4月1日確定法令等に基づき作成しております。

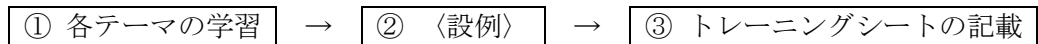
書式一覧

(書式1) 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(整形地)	22
(書式2) 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(不整形地)	25
(書式3) 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書 (相続税の申告書第11・11の2表の付表1～別表)	33～34
(書式4) 上場株式の評価明細書	37
(書式5) 生命保険金などの明細書(相続税の申告書第9表)	49
(書式6) 退職手当金などの明細書(相続税の申告書第10表)	52
(書式7) 遺産分割協議書	60～62
(書式8) 申告期限後3年以内の分割見込書	65
(書式9) 遺産が未分割であることについて やむを得ない事由がある旨の承認申請書.....	66
(書式10) 相続時精算課税選択届出書	77
(書式11) 贈与税の申告書(暦年課税)	84
(書式12) 贈与税の申告書(相続時精算課税)	85～86
(書式13) 債務及び葬式費用の明細書(相続税の申告書第13表)	93
(書式14) 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の明細書等 (相続税の申告書第14表)	96
(書式15) 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書 (相続税の申告書第4表の2)	103
(書式16) 配偶者の税額軽減額の計算書(相続税の申告書第5表)	106
(書式17) 未成年者控除額障害者控除額の計算書等 (相続税の申告書第6表)	109
(書式18) 相続関係図	120
(書式19) 相続税の申告書等(一式)	121～143
(書式20) 相続税延納申請書	151～152
(書式21) 金銭納付を困難とする理由書	154～155
(書式22) 相続税物納申請書	159
(書式23) 物納財産目録(土地・家屋用)	160

講義の進め方とテキスト構成

1. 講義の進め方

講義は概ね次の手順で行っていきます。



① まず各テーマについて学習します。

② 次に各テーマの後に設けられた〈設例〉を解きます。

〈設例〉はP. 116の〈相続税の申告書の記載事例〉のうち各テーマに該当する部分だけをピックアップする形で作成されています。

〈設例〉の問題文で前提条件等の全体像が判りづらい場合には、P. 116以降の問題文を確認する様にしてください。

③ 最後に該当する部分の申告書をトレーニングシートを使って実際に記載していただきます。

2. テキスト構成

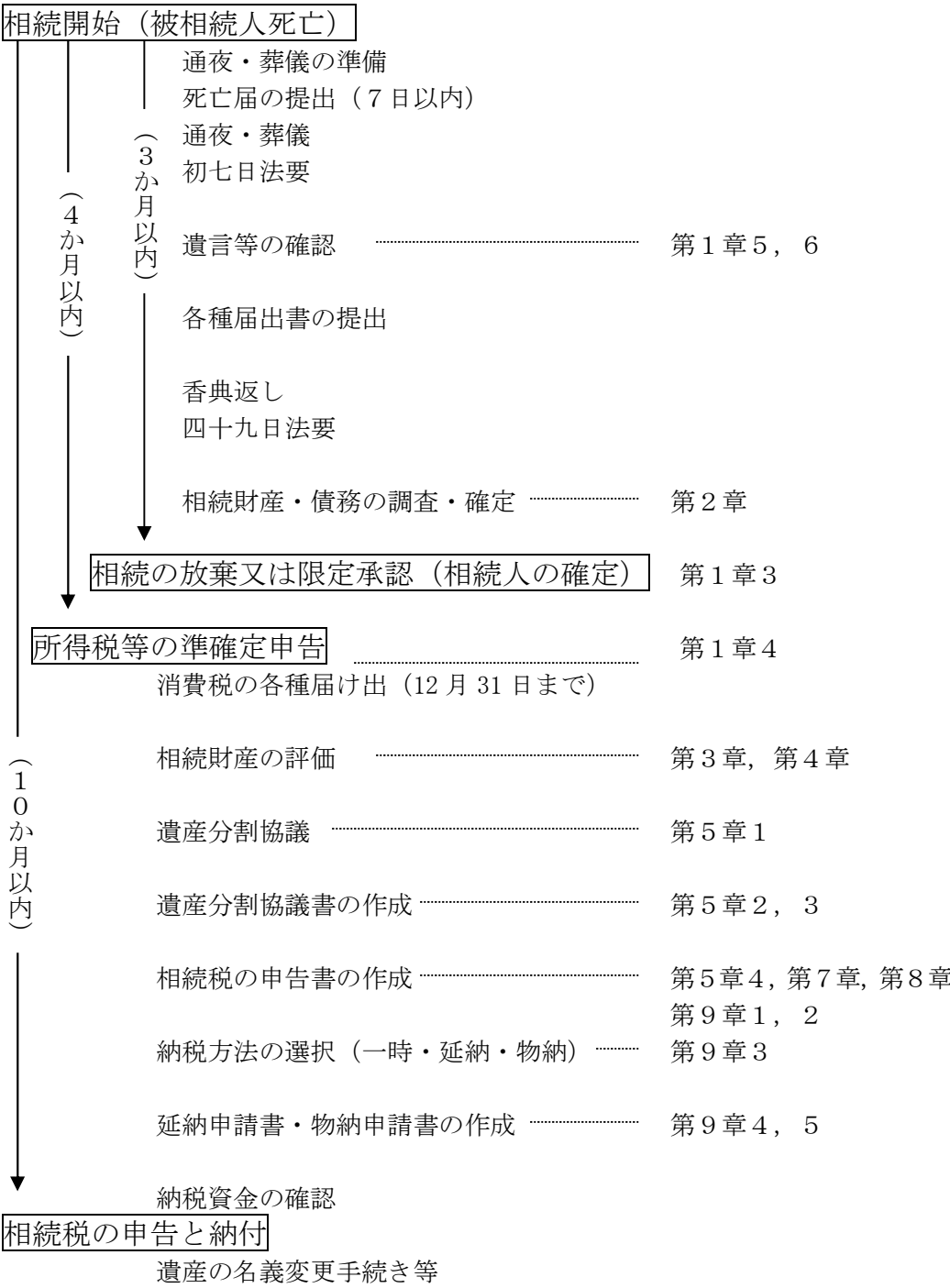
このテキストはP. 116以降の〈相続税の申告書の記載事例〉の評価手順にそって作成されています。

したがって上記1の方法で各テーマの学習が終了すると記載事例の申告書の記載が完了することになります。

第1章 相続開始に伴う諸手続き

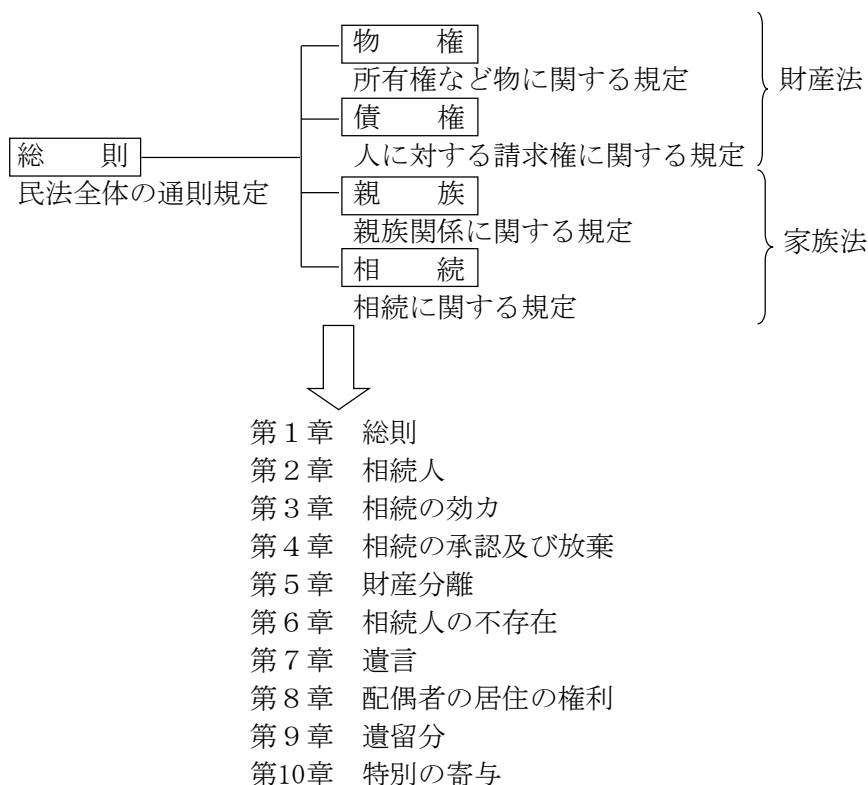
1. 相続税申告のタイムスケジュール

相続開始に伴う手続き等のスケジュールを時系列にまとめると次表のようになります。手続きの中には期限が定められているものがあるため、まずはタイムスケジュールをおさえておく必要があります。



2. 民法における相続規定

民法は、総則・物権・債権・親族・相続の5編からなります。そのうち、相続に関する事項は第5編に定められており、第5編の相続は10章で構成されています。



1. 相続人の範囲

(1) 相続人

相続人は血族相続人と配偶者相続人に大別されます。

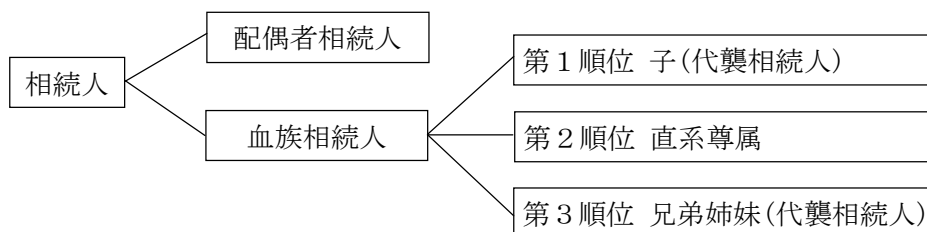
血族相続人については民法で順位が定められています。

これに対し、配偶者相続人については順位はなく、常に相続人となります。

(2) 代襲相続人

被相続人の相続開始以前に、本来であれば相続人であるべき子（又は兄弟姉妹）が死亡している場合は、その者に代わって、その直系卑属が相続人となります。この場合の直系卑属を代襲相続人といいます。

これをまとめると次のようになります。



2. 法定相続分

相続分とは各共同相続人の相続財産に対する割合的持分又は具体的に受けるべき財産の価額を意味します。

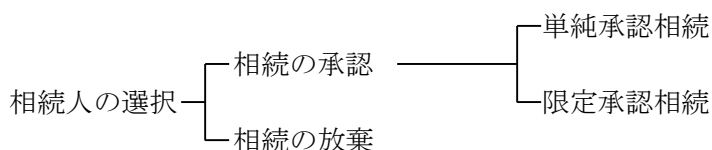
指定された相続分がない場合や税額計算においては次の法定相続分が用いられます。

相続人の 組み合わせ	配偶者 相続人	血族相続人		
		子	直系尊属	兄弟姉妹
配偶者と子	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		
配偶者と直系尊属	$\frac{2}{3}$		$\frac{1}{3}$	
配偶者と兄弟姉妹	$\frac{3}{4}$			$\frac{1}{4}$

※血族相続人が複数いる場合には、その人数で等分する。

3. 相続の放棄又は限定承認

1. 相続人の選択



2. 相続放棄の手続き

期限は・・・相続の開始があったことを知った日から3か月以内
 提出書類は・・・相続放棄申述書（申述人と被相続人の戸籍謄本を添付）
 提出先は・・・被相続人の住所地を所轄する家庭裁判所
 （緊急の場合申述人の住所地も可）

3. 相続放棄の効果

その相続に関しては相続開始時から相続人とならなかったものとみなされます。なお、相続放棄には以下の様な特徴があります。

- ① 代襲相続なし
- ② 特定の相続人の放棄によって相続人の範囲及び相続分に影響が生ずる
- ③ 法定相続人の数には影響なし

4. 限定承認

相続財産の範囲内でのみ債務の承継をするという条件付相続をいいます。つまり、相続債権者は弁済がない場合の強制執行は、相続財産の範囲内でのみ可能で、相続人の固有財産に強制執行をすることはできません。

5. 限定承認の手続き

期限は・・・相続の開始があったことを知った日から3か月以内

提出書類は・・・家事審判申立書

(被相続人と相続人全員の戸籍謄本、財産目録を添付)

提出先は・・・被相続人の住所地を所轄する家庭裁判所

(緊急の場合申述人の住所地も可)

(実務上のポイント)

- ① 相続放棄は相続人単独で行なうことができるのに対し、限定承認は相続人全員で行なわなければなりません。

4. 所得税等の準確定申告

被相続人に死亡の年の1月1日から死亡日までの間に所得があり、かつ、確定申告義務があるときは、相続人が相続の開始を知った日の翌日から4か月以内に準確定申告を行う必要があります。

5. 遺言

1. 遺言の種類と作成方法

遺言は民法により全部で7種類定められています。このうち一般的に利用されているのは自筆証書遺言か公正証書遺言です。

この2種類の遺言の特徴を比較すると以下のとおりです。

自筆証書遺言・・・遺言者が全文、日付、氏名を自署し、印を押すことによって成立する遺言です。

- ① 家庭裁判所で検認の手続きを要する。
- ② 証人・立会人不要。
- ③ 封印を要しない。

第1章 相続開始に伴う諸手続き

- ④ 用紙が数枚にわたる場合でも契印を要しない。
- ⑤ 日付は、遺言書作成日が特定できる程度に記載されていればよい。
- ⑥ 印は、指印でもよい。
- ⑦ 加除その他の変更をした場合は、場所を指示し、変更した旨を付記した上、署名押印しなければならない。

公正証書遺言・・・公正証書に記載する形式でなされる遺言です。

- ① 家庭裁判所の検認手続きを要しない。
- ② 証人2人以上の立会いが必要。
- ③ 作成された証書の原本は、最低20年間保存される。
- ④ 遺言者又は相続人は、公証人に対して証書の正本・謄本の交付を請求することができる。

2. 遺言書の検認

遺言書の保管者又は遺言を発見した相続人は、相続の開始を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出してその検認を受けなければなりません。

3. 遺贈の種類

遺贈とは、遺言による財産の無償供与のことをいい、包括遺贈と特定遺贈があります。包括遺贈とは、相続財産の全部または割合で示された部分の遺贈をいい、包括受遺者は相続人と同一の権利義務を有することになります。一方、特定遺贈とは、相続財産中の指定された特定の財産を目的とするものをいいます。

(実務上のポイント)

- ① 公正証書遺言作成には次の資料が必要になります。

区分	必要資料
事前	①遺言者の印鑑証明 ②立会人2名の住所、氏名、生年月日、職業 ③財産をもらう人の住所、氏名、生年月日、職業 ④財産目録 ⑤固定資産税の名寄帳（評価証明書） ⑥登記簿謄本（土地、建物） ⑦遺言者の戸籍謄本等
当日	①遺言者の実印 ②立会人2名の本人確認資料（運転免許証、保険証など） ③立会人2名の認印

- ② 検認は、家庭裁判所による保全の手続きですから、遺言が有効か無効かということとは関係がありません。
- ③ 相続人の全員（遺贈があればその受遺者を含む）の同意があれば、遺言内容と異なる遺産分割が可能です。